

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	都留市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/menutop/menutop.aspx?menu_id=18">http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/menutop/menutop.aspx?menu_id=18</a>

執行機関名 都留市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和48年条例第2号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		都留市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)別表第1 第1の項 都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和48年条例第2号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第1条	都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和48年条例第2号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>小児</u> の医療費を助成することにより、小児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって小児の <u>健全な育成</u> 及び安心して子どもを生育させることができる <u>環境づくり</u> を推進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和48年条例第2号) 都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則(平成24年規則第6号)